

紀南病院組合立紀南病院病棟無線LAN利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、入院患者の利便性の向上を図ることを目的に、紀南病院組合立紀南病院（以下、「病院」という。）が整備した公衆無線LAN（以下、「無線LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用場所及び利用時間)

第2条 利用場所は紀南病院各病棟の病室及び本館4階展望室とする。利用時間は午前7時から午後8時までとする。

(利用者が準備するもの)

第3条 無線LANの利用を希望する者（以下「利用者」という。）は、利用に当たって、次に掲げるものを準備することとする。なお、病院からの機器等の貸し出しは行わない。

- (1) 無線LANに接続できるWi-Fi機能及びWebブラウザを搭載した通信機器
- (2) 利用者が用意した通信機器及びその付属機器等に供給する電源

(無線LANの利用)

第4条 利用者は、下記の条件のもと、病院が別に定めるSSID及びパスワードを使用し、無線LANを利用してインターネットに接続することができるものとする。

- (1) 利用者は、本要綱に同意しなければ、無線LANを利用してはならない。
- (2) 無線LANを利用した者は、この要綱に同意したものとみなす。
- (3) 無線LANへ接続する通信機器のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は、利用者が行うものとする。
- (4) 無線LANの利用料金は、無料とする。
- (5) 利用者は、無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法律等を遵守しなければならない。
- (6) 病院は、無線LANの回線、機器等の障害の発生又は保守作業及び関連工事を実施するとき等病院が必要と認めるときは、無線LANの利用を中止できるものとする。
- (7) 病院は、設定等、技術的な質問についての問い合わせは受け付けないものとする。

(禁止事項)

第5条 利用者は、無線LANの利用に際して、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 入院療養生活及び治療の妨げになる行為又はそのおそれがある行為。
- (2) 著作権その他の権利を侵害する行為又はそのおそれがある行為
- (3) 財産又はプライバシーを侵害する行為又はそのおそれがある行為
- (4) 前2号に掲げるもののほか、他の利用者若しくは病院に不利益又は損害を与える行為又はそのおそれがある行為
- (5) 他の利用者及びその他の第三者又は当院を誹謗中傷する行為
- (6) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれがある行為又は公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
- (7) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそのおそれがある行為

- (8) 選挙運動又はこれに類する行為
- (9) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (10) ID又はパスワードを不正に使用する行為
- (11) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを無線LANを通じて若しくは関連して使用する行為又は提供する行為
- (12) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (13) 大音量での音楽、動画再生、大量データのダウンロードにより通信回線に負担をかける等、他の利用者に対して迷惑になる行為
- (14) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれがある行為又は病院が不適切と判断する行為

2 利用者が前項に該当する場合は、事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を停止若しくは取消することができるものとする。又、この場合において他の利用者及びその他の第三者に損害が生じた場合、当該利用者は当該損害の発生に係る全ての法的責任を負うものとし、病院に損害が生じた場合は、利用者に損害の賠償を請求することができるものとする。

(免責等)

第6条 病院は、無線LANの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線LANを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、その責を一切負わない。

2 病院は、無線LANのサービス内容及び利用者が無線LANを通じて取得する情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わない。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者がその費用を負担する。

4 無線LANへの接続に係る利用者の機器設定及び操作については、利用者が行うものとする。この場合において、病院は、接続する機種、OS、ソフト等により無線LANを利用できない場合についても、その責を一切負わない。

5 病院は、利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、その責を一切負わない。

6 病院は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログの収集閲覧、MACアドレスの管理等を行い、これにより特定のWEBサイトへの接続を制限できるものとする。

7 病院は、無線LANにおける通信速度を保障しないものとする。

(利用要綱の変更)

第7条 病院は、必要があると認めるときは、予告なくこの要綱を変更できるものとし、この要綱の変更後に利用者が無線LANを利用したときは、利用者は、変更後の要綱に同意したものとみなす。

附 則 この要綱は、令和5年4月10日から施行する。